

議案第13号

川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車運送事業及び鉄道事業（以下「交通事業」という。）」を「交通事業」に改める。

第2条の2を削る。

第3条第2項中「自動車運送事業は」を「交通事業は、自動車運送事業のうち」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年

川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則ただし書を削る。

参考資料

制 定 要 旨

高速鉄道事業会計の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。